

周南市特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定についての専決
処分を報告し、承認を求めることについて

周南市特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、市議会に報告し、承認を求める。

令和5年6月2日 提出

周南市長 藤 井 律 子

(別 紙)

専 決 処 分 書

周南市条例第 18 号

令和5年5月1日

周南市特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

周南市長 藤 井 律 子

周南市特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

周南市特殊勤務手当支給条例（平成15年周南市条例第46号）の一部を次のように改正する。

附則第4項の前の見出し並びに同項及び第5項を削る。

附 則

この条例は、令和5年5月8日から施行する。

(参 考)

周南市特殊勤務手当支給条例新旧対照表

改正前	改正後
<p data-bbox="241 335 340 367">附 則</p> <p data-bbox="145 422 358 454">1～3 (略)</p> <p data-bbox="190 470 616 502"><u>(衛生事務従事手当の特例)</u></p> <p data-bbox="145 518 1120 949">4 <u>職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業のうち、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者に接して行う作業又はこれに準ずるものとして市長が認める作業に従事したときは、衛生事務従事手当を支給する。この場合において、別表（衛生事務従事手当に係る部分に限る。）の規定は適用しない。</u></p> <p data-bbox="145 965 1120 1133">5 <u>前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき1,000円（新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者の身体に接触して行う作業又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業に従事した場合にあっては、1,500円）とする。</u></p>	<p data-bbox="1243 335 1344 367">附 則</p> <p data-bbox="1153 422 1366 454">1～3 (略)</p>